

第2号

令和6年度香川県特別会計予算議案

令和6年度香川県特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、次の各号に掲げる特別会計ごとに歳入歳出それぞれ当該各号に掲げる額とする。

1	母子父子寡婦福祉資金特別会計	79,334千円
2	中小企業高度化資金特別会計	164,299
3	臨海工業地帯造成事業特別会計	1,864,868
4	集中管理特別会計	96,581,393
5	証紙特別会計	2,891,001
6	栗林公園特別会計	389,416
7	吉野川総合開発香川用水建設事業特別会計	938,114
8	番の州地区臨海工業用土地造成事業特別会計	537,099
9	林業・木材産業改善資金特別会計	30,528
10	沿岸漁業改善資金特別会計	40,456
11	駐車場事業特別会計	319,647
12	内陸工業団地造成事業特別会計	1,240,505
13	県立大学特別会計	833,640
14	奨学金特別会計	423,445
15	県債管理特別会計	96,030,943
16	国民健康保険事業特別会計	89,351,924

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。